

原子力発第13219号  
平成25年10月16日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉昭

### 保安規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

### 記

#### 1. 変更の概要

伊方発電所第1号機保全計画（第28保全サイクル）、伊方発電所第2号機保全計画（第23保全サイクル）および伊方発電所第3号機保全計画（第13保全サイクル）について、原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、記載を削除する。

#### 2. 施行期日

平成25年10月17日

以 上

## 伊方発電所 保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）] 変更概要一覧表

改定前後表における変更内容の説明を以下のとおり整理した。

## 1. 保全計画の削除

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	改定前後表該当箇所
1	原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画を削除	原子力規制委員会設置法の一部施行により、従来、保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]（以下、「保安規程」という。）に記載していた保全計画について、定期検査申請書の添付書類とされたことから、保安規程から保全計画を削除した。	本文 2/10, 10/10
2	原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画に関する記載を変更	保安規程から保全計画を削除することに伴い、保安規程本文にある保全計画に関する記載を変更した。	本文 6/10, 7/10, 8/10

## 2. 記載の適正化

番号	改定前後表に記載する変更理由	変更理由の概要	改定前後表該当箇所
1	原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴う条文番号変更を反映	原子力規制委員会設置法の一部施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の条文番号が変更されたことから、保安規程の記載を変更した。	本文 5/10
2	原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴う発電用原子炉における原子炉主任技術者名称変更の反映	原子力規制委員会設置法の一部施行により、発電用原子炉における原子炉主任技術者を、発電用原子炉主任技術者と変更されたことから、保安規程の記載を変更した。	本文 5/10
3	本文変更に伴う頁変更	保安規程本文変更に伴い、頁を変更した。	本文 5/10, 6/10, 7/10, 8/10, 9/10

以上

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="418 548 1012 604">保 安 規 程</p> <p data-bbox="296 674 1133 737">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="498 1241 928 1283">平成25年6月24日実施</p> <p data-bbox="486 1461 1018 1524">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1596 548 2190 604">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1475 674 2312 737">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="1673 1241 2133 1283">平成25年10月17日実施</p> <p data-bbox="1662 1461 2193 1524">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="2516 1241 2712 1272">・施行日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
目次	目次	
第1章 総則	第1章 総則	
第1条 目的 ..... 1	第1条 目的 ..... 1	
第2条 適用範囲 ..... 1	第2条 適用範囲 ..... 1	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 通則	第1節 通則	
第3条 コンプライアンスの体制 ..... 1	第3条 コンプライアンスの体制 ..... 1	
第4条 基本的職務 ..... 1	第4条 基本的職務 ..... 1	
第5条 保安組織 ..... 2	第5条 保安組織 ..... 2	
第2節 主任技術者	第2節 主任技術者	
第6条 主任技術者の選任 ..... 2	第6条 主任技術者の選任 ..... 2	
第7条 主任技術者の職務等 ..... 3	第7条 主任技術者の職務等 ..... 3	
第8条 主任技術者不在時の措置 ..... 3 ①	第8条 主任技術者不在時の措置 ..... 3 ①	
第9条 主任技術者複数の場合の措置 ..... 3 ①	第9条 主任技術者複数の場合の措置 ..... 4 ①	①本文変更に伴う頁変更
第10条 主任技術者の解任 ..... 4	第10条 主任技術者の解任 ..... 4	
第3章 保安教育	第3章 保安教育	
第11条 教育内容与方法 ..... 4	第11条 教育内容与方法 ..... 4	
第4章 電気工作物の巡視，点検，検査及び補修等	第4章 電気工作物の巡視，点検，検査及び補修等	
第12条 巡視，点検，検査及び補修等の実施 ..... 4 ①	第12条 巡視，点検，検査及び補修等の実施 ..... 4 ①	
第13条 法定事業者検査の実施 ..... 4 ①	第13条 法定事業者検査の実施 ..... 5 ①	
第14条 巡視，点検及び検査の結果に対する措置 ..... 5	第14条 巡視，点検及び検査の結果に対する措置 ..... 5	
第5章 電気工作物の運転，操作	第5章 電気工作物の運転，操作	
第15条 運転，操作の基本 ..... 5	第15条 運転，操作の基本 ..... 5	
第16条 事故及び異常時の措置 ..... 5	第16条 事故及び異常時の措置 ..... 5	
第17条 災害その他非常時の措置 ..... 5 ①	第17条 災害その他非常時の措置 ..... 5 ①	
第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 ..... 5 ①	第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合の保全 ..... 6 ①	
第6章 発電用の電気工作物の保安	第6章 発電用の電気工作物の保安	
第19条 保安活動 ..... 6	第19条 保安活動 ..... 6	
第20条 文書管理 ..... 6 ①	第20条 文書管理 ..... 6 ①	
第21条 工事計画の認可申請又は届出 ..... 6 ①	第21条 工事計画の認可申請又は届出 ..... 7 ①	
第22条 外部からの物品又は役務の調達及び管理 ..... 7	第22条 外部からの物品又は役務の調達及び管理 ..... 7	
第7章 記録	第7章 記録	
第23条 記録項目 ..... 7	第23条 記録項目 ..... 7	
第8章 保安規程の変更	第8章 保安規程の変更	
第24条 保安規程の変更 ..... 7	第24条 保安規程の変更 ..... 7	
別表第1 保安に関する組織及び業務分掌 ..... 8	別表第1 保安に関する組織及び業務分掌 ..... 8	
別表第2 巡視項目 ..... 10	別表第2 巡視項目 ..... 10	
別表第3 溶接事業者検査及び定期事業者検査実施体制 ..... 10	別表第3 溶接事業者検査及び定期事業者検査実施体制 ..... 10	
別表第4，5 関係社内規程・基準等一覧表 ..... 11	別表第4，5 関係社内規程・基準等一覧表 ..... 11	
② 別紙 保全計画		②原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画を削除

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>(目 的)</b>                      第1条 この規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安（以下「電気工作物の保安」という）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p><b>(適用範囲)</b>                      第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という）の保安管理に適用する。                      2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 保安管理体制</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 通 則</b></p> <p><b>(コンプライアンスの体制)</b>                      第3条 電気工作物の保安の実施にあたり、社長は、「四国電力コンプライアンスガイドライン」に則り、電気工作物の保安に関する法令（以下「関係法令」という）及びこの規程の遵守を確実に実施するコンプライアンス体制を構築し、これを統括する。                      なお、統括とは、指令、援助し、全般的な立場からとりまとめることをいう。                      2 電気工作物の保安に係わる者は、前項のコンプライアンス体制の下、第4条に定める責任と権限により、確実に関係法令及びこの規程を遵守し、その実施状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、社長を委員長とするCSR推進会議に報告することにより、コンプライアンス体制の継続的改善を行う。                      3 関係法令については、社内規程・基準等に定める。</p> <p><b>(基本的職務)</b>                      第4条 社長は、電気工作物の保安を一体的に確保するため、原子力本部長（以下「本部長」という）及び部長を統括する。                      2 本部長は、電気工作物の保安に関して、本部傘下の部長（伊方発電所傘下の部長を除く。以下同じ）、伊方発電所長（以下「発電所長」という）を統括する。                      部長は、伊方発電所（以下「発電所」という）が行う電気工作物の保安に関する業務について支援を行う。                      また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>(目 的)</b>                      第1条 この規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）の工事、維持及び運用の保安（以下「電気工作物の保安」という）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p><b>(適用範囲)</b>                      第2条 この規程は、電気事業の用に供する当社の電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という）の保安管理に適用する。                      2 当社の電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 保安管理体制</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 通 則</b></p> <p><b>(コンプライアンスの体制)</b>                      第3条 電気工作物の保安の実施にあたり、社長は、「四国電力コンプライアンスガイドライン」に則り、電気工作物の保安に関する法令（以下「関係法令」という）及びこの規程の遵守を確実に実施するコンプライアンス体制を構築し、これを統括する。                      なお、統括とは、指令、援助し、全般的な立場からとりまとめることをいう。                      2 電気工作物の保安に係わる者は、前項のコンプライアンス体制の下、第4条に定める責任と権限により、確実に関係法令及びこの規程を遵守し、その実施状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、社長を委員長とするCSR推進会議に報告することにより、コンプライアンス体制の継続的改善を行う。                      3 関係法令については、社内規程・基準等に定める。</p> <p><b>(基本的職務)</b>                      第4条 社長は、電気工作物の保安を一体的に確保するため、原子力本部長（以下「本部長」という）及び部長を統括する。                      2 本部長は、電気工作物の保安に関して、本部傘下の部長（伊方発電所傘下の部長を除く。以下同じ）、伊方発電所長（以下「発電所長」という）を統括する。                      部長は、伊方発電所（以下「発電所」という）が行う電気工作物の保安に関する業務について支援を行う。                      また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>(本頁変更なし)</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>3 発電所長は、下位職位に対し適時的確な指示・指導を行うなど、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>4 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の基本的責任を果たすため、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡協調をはかりながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行う。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>(4) 法令遵守状況について確認すること。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物に係る保安活動状況について評価・改善すること。</p> <p>また、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めるとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の一般社員は、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を遵守することを基本として、職務を遂行する。</p> <p>また、保安に係る職務の遂行に際して疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるとする。</p> <p>7 考査室長は、CSR推進会議に報告される法令遵守状況などを独立した立場で監視することにより、電気工作物の保安に係るコンプライアンス体制が適切に維持・運用されていることを確認する。</p> <p><b>(保安組織)</b></p> <p>第5条 電気工作物の保安に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 主任技術者</b></p> <p><b>(主任技術者の選任)</b></p> <p>第6条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の選任事業場・設備及び職位は、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう、次表のとおり定める。</p> <p>ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>3 発電所長は、下位職位に対し適時的確な指示・指導を行うなど、所管する電気工作物の保安に関する業務を執行する。また、主任技術者が行う保安上必要な指示に従うものとする。</p> <p>4 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の基本的責任を果たすため、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を熟知し、遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡協調をはかりながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行う。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>(4) 法令遵守状況について確認すること。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物に係る保安活動状況について評価・改善すること。</p> <p>また、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めるとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事・維持及び運用に係わる事業場の一般社員は、保安に関する関係法令、社内規程・基準等を遵守することを基本として、職務を遂行する。</p> <p>また、保安に係る職務の遂行に際して疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるとする。</p> <p>7 考査室長は、CSR推進会議に報告される法令遵守状況などを独立した立場で監視することにより、電気工作物の保安に係るコンプライアンス体制が適切に維持・運用されていることを確認する。</p> <p><b>(保安組織)</b></p> <p>第5条 電気工作物の保安に関する組織及び業務分掌は、それぞれ別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 主任技術者</b></p> <p><b>(主任技術者の選任)</b></p> <p>第6条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の選任事業場・設備及び職位は、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう、次表のとおり定める。</p> <p>ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>(本頁変更なし)</p>



保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前			改定後			備考
種 別	選任事業場・設備	職 位	種 別	選任事業場・設備	職 位	
電気主任技術者	発 電 所	課長以上	電気主任技術者	発 電 所	課長以上	
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長		建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長	
ボイラー・タービン 主任技術者	発 電 所	課長以上	ボイラー・タービン 主任技術者	発 電 所	課長以上	
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長		建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長	
<p>3 核原料物質<sup>①</sup>、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）<b>第40条</b>に定める原子炉主任技術者については、原子炉等規制法<b>第37条</b>で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）第8条に定めるところによる。以下、第8条、第9条及び第10条において同じ。</p> <p><b>（主任技術者の職務等）</b>                  第7条 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。                  (1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。                  (2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。                  (3) 関係法令で定められている電気工作物の溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下あわせて「法定事業者検査」という）において、予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。                  (4) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。                  (5) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う使用前検査，定期検査には、予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。                  (6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p><b>（主任技術者不在時の措置）</b>                  第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。                  2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p><b>③（主任技術者複数の場合の措置）</b>                  第9条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p style="text-align: center;">3</p>			<p>3 核原料物質<sup>①</sup>、核燃料物質及び原子炉<sup>②</sup>の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）<b>第43条の3の26</b>に定める<b>発電用原子炉主任技術者</b>（以下「<b>原子炉主任技術者</b>」<sup>②</sup>という）については、原子炉等規制法<b>第43条の3の24</b>で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）<b>①</b>第8条に定めるところによる。以下、第8条、第9条及び第10条において同じ。</p> <p><b>（主任技術者の職務等）</b>                  第7条 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。                  (1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。                  (2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。                  (3) 関係法令で定められている電気工作物の溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下あわせて「法定事業者検査」という）において、予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。                  (4) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。                  (5) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う使用前検査，定期検査には、予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。                  (6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p><b>（主任技術者不在時の措置）</b>                  第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。                  2 代行者は、主任技術者の不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p style="text-align: center;">3</p>			<p>①原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴う条文番号変更の反映</p> <p>②原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴う発電用原子炉における原子炉主任技術者名称変更の反映</p> <p>③本文変更に伴う頁変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>(主任技術者の解任) 第10条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 関係法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 保安教育</b></p> <p>(教育内容と方法) 第11条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に対しては、次の各号に定める内容の教育を計画的に実施し、定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育・訓練の内容等について必要な改善を行うことにより、保安の徹底を期する。 (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項 (2) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習、訓練に関する事項 (3) 関係法令及びこの規程の遵守に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</b></p> <p>(巡視、点検、検査及び補修等の実施) 第12条 電気工作物の保安を確保するため、保安規定第119条に定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。 (1) 電気工作物が、常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉ごとの保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。なお、原子炉ごとの保全計画は別紙に示すものとする。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。 (3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p>① (法定事業者検査の実施) 第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>① (主任技術者複数の場合の措置) 第9条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ決めておく。</p> <p>(主任技術者の解任) 第10条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 関係法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 保安教育</b></p> <p>(教育内容と方法) 第11条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に対しては、次の各号に定める内容の教育を計画的に実施し、定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育・訓練の内容等について必要な改善を行うことにより、保安の徹底を期する。 (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項 (2) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習、訓練に関する事項 (3) 関係法令及びこの規程の遵守に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</b></p> <p>(巡視、点検、検査及び補修等の実施) 第12条 電気工作物の保安を確保するため、保安規定第119条に定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。 (1) 電気工作物が、常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉ごとの保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。 (3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>①本文変更に伴う頁変更</p> <p>②原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画に関する記載を変更</p>



保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁等の安全管理審査を受ける。</p> <p>2 法定事業者検査における外部発注の際は、仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。</p> <p>なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p><b>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</b></p> <p>第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 電気工作物の運転、操作</b></p> <p><b>(運転、操作の基本)</b></p> <p>第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p><b>(事故及び異常時の措置)</b></p> <p>第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p><b>(災害その他非常時の措置)</b></p> <p>第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p>① <b>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</b></p> <p>第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定第119条に定めるところにより、特別な保全計画を策定するとともに別紙の保全計画へ反映し、これに基づ</p> <p style="text-align: center;">5 ② ②</p>	<p><b>(法定事業者検査の実施)</b></p> <p>第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁等の安全管理審査を受ける。</p> <p>2 法定事業者検査における外部発注の際は、仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。</p> <p>なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p><b>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</b></p> <p>第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 電気工作物の運転、操作</b></p> <p><b>(運転、操作の基本)</b></p> <p>第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p><b>(事故及び異常時の措置)</b></p> <p>第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p><b>(災害その他非常時の措置)</b></p> <p>第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>①本文変更に伴う頁変更</p> <p>②原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画に関する記載を変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>き点検，検査及び補修等を行う。①</p> <p>2 休止により，相当期間停止する場合であって，設備の休止部分と運転部分との混在する場合，両者を明確に区分し，連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては，点検を行うほか，必要に応じ試験運転を行い，保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 発電用の電気工作物の保安</b></p> <p><b>(保安活動)</b></p> <p>第19条 発電用の電気工作物の保安を確保するため，法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として，別表第1に示す体制の下，保安活動を推進する。</p> <p>2 具体的な保安活動については，次の各号に定めた内容を確実に実施する。なお，詳細については，別表第5に掲げる社内規程・基準等に記載する。</p> <p>(1) 発電用の電気工作物の保安活動を行うにあたって，確認及び評価を実施する品質管理の責任者を定める。</p> <p>(2) 発電用の電気工作物の保安活動に関する目標及び計画（以下この条において「計画」という）については，保安活動の実施に必要な人的及び物的資源を十分考慮して策定する。</p> <p>(3) 発電用の電気工作物の保安活動の実施にあたっては，計画に従って適切に実施するとともに，品質管理の責任者による活動状況の評価を行い，必要に応じて改善を行う。</p> <p>(4) 保安活動が計画に従って適切に実施されていない場合は，是正及び再発防止策を講じる等の適切な処置を行い，重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物の保安活動について，他部門等からの保安活動に関する有用な知見を得た場合には適切に反映する。</p> <p><b>(文書管理)</b></p> <p>第20条 発電用の電気工作物の保安のために必要な文書については，適切な状態を維持していくこと及び透明性の高い保安活動の遂行の観点から，職位に応じた作成，変更，承認，保存及び廃棄等の手続を行い，適正に管理する。</p> <p>なお，保安のために必要な文書とは，別表第5に掲げる社内規程・基準等及びこれらに基づき定められる文書をいう。</p> <p>①</p> <p><b>(工事計画の認可申請又は届出)</b></p> <p>第21条 発電用の電気工作物の設置又は変更の工事を行う際は，電気事業法に基づく認可申請又は届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し，認可申請又は届出を行う必要がある場合には，電気事業法の規定に基づき確実に認可申請又は届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>①</p> <p><b>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保安)</b></p> <p>第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは，保安規定第119条に定めるところにより，<b>保全計画の一部である特別な保全計画を策定し，この保全計画に基づき点検，検査及び補修等を行う。</b>②</p> <p>2 休止により，相当期間停止する場合であって，設備の休止部分と運転部分との混在する場合，両者を明確に区分し，連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては，点検を行うほか，必要に応じ試験運転を行い，保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 発電用の電気工作物の保安</b></p> <p><b>(保安活動)</b></p> <p>第19条 発電用の電気工作物の保安を確保するため，法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として，別表第1に示す体制の下，保安活動を推進する。</p> <p>2 具体的な保安活動については，次の各号に定めた内容を確実に実施する。なお，詳細については，別表第5に掲げる社内規程・基準等に記載する。</p> <p>(1) 発電用の電気工作物の保安活動を行うにあたって，確認及び評価を実施する品質管理の責任者を定める。</p> <p>(2) 発電用の電気工作物の保安活動に関する目標及び計画（以下この条において「計画」という）については，保安活動の実施に必要な人的及び物的資源を十分考慮して策定する。</p> <p>(3) 発電用の電気工作物の保安活動の実施にあたっては，計画に従って適切に実施するとともに，品質管理の責任者による活動状況の評価を行い，必要に応じて改善を行う。</p> <p>(4) 保安活動が計画に従って適切に実施されていない場合は，是正及び再発防止策を講じる等の適切な処置を行い，重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物の保安活動について，他部門等からの保安活動に関する有用な知見を得た場合には適切に反映する。</p> <p><b>(文書管理)</b></p> <p>第20条 発電用の電気工作物の保安のために必要な文書については，適切な状態を維持していくこと及び透明性の高い保安活動の遂行の観点から，職位に応じた作成，変更，承認，保存及び廃棄等の手続を行い，適正に管理する。</p> <p>なお，保安のために必要な文書とは，別表第5に掲げる社内規程・基準等及びこれらに基づき定められる文書をいう。</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>①本文変更に伴う頁変更</p> <p>②原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い，保全計画に関する記載を変更</p>



保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p><b>(外部からの物品又は役務の調達及び管理)</b>                      第22条 外部から発電用の電気工作物の保安に係る物品又は役務を調達する場合は、仕様書等により物品の調達条件、役務の内容等（以下「要求事項」という）について明確にし、受入時には要求事項に適合していることの確認又は検査を実施する等、調達管理を適切に行う。                      なお、各手続については、職位に応じた確認を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 記 録</b></p> <p><b>(記録項目)</b>                      第23条 電気工作物の保安を確保するため、次の各号に示す事項について記録を適正に作成し、職位に応じた確認の上、必要な期間保存しておく。                      (1) 工事の記録                      (2) 巡視、点検及び検査の記録                      (3) 運転、操作の記録                      (4) 事故の記録</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 保安規程の変更</b></p> <p><b>(保安規程の変更)</b>                      第24条 この規程は、公共の安全の確保、電気工作物の保安確保の観点から、定期的な内容の確認を行う。また、変更の必要が生じた場合は、速やかに変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p><b>(工事計画の認可申請又は届出)</b>                      第21条 発電用の電気工作物の設置又は変更の工事を行う際は、電気事業法に基づく認可申請又は届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、認可申請又は届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づき確実に認可申請又は届出を行う。</p> <p><b>(外部からの物品又は役務の調達及び管理)</b>                      第22条 外部から発電用の電気工作物の保安に係る物品又は役務を調達する場合は、仕様書等により物品の調達条件、役務の内容等（以下「要求事項」という）について明確にし、受入時には要求事項に適合していることの確認又は検査を実施する等、調達管理を適切に行う。                      なお、各手続については、職位に応じた確認を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 記 録</b></p> <p><b>(記録項目)</b>                      第23条 電気工作物の保安を確保するため、次の各号に示す事項について記録を適正に作成し、職位に応じた確認の上、必要な期間保存しておく。                      (1) 工事の記録                      (2) 巡視、点検及び検査の記録                      (3) 運転、操作の記録                      (5) 事故の記録</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 保安規程の変更</b></p> <p><b>(保安規程の変更)</b>                      第24条 この規程は、公共の安全の確保、電気工作物の保安確保の観点から、定期的な内容の確認を行う。また、変更の必要が生じた場合は、速やかに変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p>・本文変更に伴う頁変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">保 全 計 画</p> <p>伊方発電所 第1号機 保全計画</p> <p>伊方発電所 第2号機 保全計画</p> <p>伊方発電所 第3号機 保全計画</p>	<p>(以降、全頁を削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会設置法の一部施行に係る関係法令の改正に伴い、保全計画を削除</li> </ul>